

定 例 監 査 結 果 報 告 書

- 1 監査対象部署 総合政策部 スマートシティ推進課
- 2 監査実施日 令和7年2月25日
- 3 監査実施場所 監査委員室
- 4 監査の範囲 令和5年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 5 監査の執行者 監査委員 西村 一伸
監査委員 表 靖二

6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料、関係する管理資料、申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め、事務局職員により、その内容の閲覧、帳簿突合、質問等の予備監査を行った。

また、監査当日は、総合政策部長ほか関係職員の同席の下、所属長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに、質疑を交わした。

7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、関係法令に基づき適正かつ効率的、合理的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

監査の主な着眼点は、次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は、関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は、関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は、適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理は、適正に行われているか。
- (5) 公金の取り扱いは、適正に行われているか。
- (6) 前回の監査で指摘した事項は、適正に改善されているか。

8 監査の結果

予算執行状況、財産の管理状況、事務事業の管理状況、安全対策及び前回指摘事項の項目については、おおむね良好に執行がなされているものと認められた。事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。

9 監査の結果に添える意見

国は、未来社会像（Society5.0）の実現に向けて、IoT や AI、ロボット、ビッグデータなどの先進テクノロジーを産業や社会生活に取り入れるスマートシティの普及を目指している。

これを受け、本市が進めるスマートシティの構築は、ICT などの先端技術を社会

インフラに広く活用し、誰もが便利で無駄なく、安全・安心な暮らしや経済活動の実現を目指すまちづくりの考え方を基盤としており、環境、交通、防災、健康・福祉、教育・保育など多岐にわたる分野でのクオリティ・オブ・ライフの向上を図ることにある。

この過程において、スマートシティ推進課は、組織を横断した調整機能を発揮し、各施策の展開におけるスマートシティの全庁的な推進体制をリードする役割を担っている。部門間の連携強化を促し、相乗効果を生み出すことでプロジェクトの効率化と効果の最大化を図られたい。

また、市民や企業がスマートシティの考えを十分に理解し共感を得ることも大切である。例えば、行政手続きやイベント参加申込みをインターネットを利用して自宅などのパソコンから行えるようにする電子申請のほか、窓口受付や施設案内における省人化のためのアバターロボットや外国人等とのコミュニケーションを円滑に行うための翻訳ツールの活用、行政事務の効率化のための RPA、AI-OCR、チャットツールの利用など、具体的な導入事例とその効果をホームページなどを通じて広く周知を図るほか、検証の過程で意見交換の機会を設けることも効果的である。

とりわけ、物流、農林水産、鳥獣害対策、保守点検、防災・災害、観光などあらゆる利用シーンでの活用が期待されているドローンは、コスト削減や人手不足、業務効率化などの課題解決のための糸口として期待されており、ビジネスチャンスの可能性も広がりつつある。本市においても、山間部の配送などでの政策的な実証導入が進められており、モニタリングを通してニーズを的確に把握し、将来の重要な社会インフラとして有効に活用されるよう育てていくことが必要と考える。

こうした取り組みにより、経済の発展と新たな社会価値の創造を生み出し、本市が目指す「ワンランク上の生活空間あふれるこまつ」に弾みをつけることに期待するものである。